別表第1(第3条、第4条関係)

公立大学法人旭川市立大学　理事会及び各審議会等の決裁事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 理事会 | 経営審議会 | 教育研究審議会 | 大学運営会議 |
| (1) | 中期目標についての意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項 | ◎ | 経営関係 | 教育研究関係 |  |
| (2) | 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項 | ◎ | 経営関係 | 教育研究関係 |  |
| (3) | 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 | ◎ | ○ |  |  |
| (4) | 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項 | ◎ |  |  |  |
| (5) | 職員の人事の方針及び基準に関する事項 | ◎ |  |  |  |
| (6) | 学則その他の重要な規程(規則)の制定又は改廃に関する事項 | ◎ | 経営関係 | 教育研究関係 |  |
| (7) | 組織及び運営の状況についての点検及び評価に関する事項 |  | ◎ |  |  |
| (8) | 教員の人事に関する事項 |  |  | ○ |  |
| (9) | 教育課程の編成に関する方針に係る事項 |  |  | ◎ |  |
| (10) | 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 |  |  | ◎ |  |
| (11) | 学生の入学、卒業又は課程の終了その他の学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 |  |  | ◎ |  |
| (12) | 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 |  |  | ◎ |  |
| (13) | 土地、建物の取得及び処分並びに運用財産中の積立金の処分決定 | ○ |  |  |  |
| (14) | 法人、大学、短大の規程、細則、基準 |  |  |  | ○ |
| (15) | 教育及び研究の基本方針に関すること(新学部に関することも含む) |  |  |  | ○ |
| (16) | 理事会、経営審議会及び教育研究審議会から委任を受けた事項 |  |  |  | ○ |
| (17) | 教授会、事務局及び各種委員会から提案される議題に関する事項 |  |  |  | ○ |

公立大学法人旭川市立大学　理事長及び学長の決裁事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 事項 |
| 理事長 | (1) | 法令に基づき届出または承認が必要な事項 |
| (2) | 職員の人事、給与、褒賞、表彰および評価に関する事項 |
| (3) | 副理事長および理事の人事に関する事項 |
| (4) | 理事長、副理事長および理事の出張ならびに職員の海外出張に関する事項 |
| (5) | その他高度の判断を要する事項ならびに異例に属する事項および先例になる事項のうち重要な事項 |
| 学長 | (1) | 教育課程の編成に関する事項 |
| (2) | 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、卒業その他在籍に関する事項 |
| (3) | 学生の厚生補導に関する事項 |
| (4) | 学生の賞罰に関する事項 |
| (5) | 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関し重要な事項 |
| (6) | 学部長等の研修に関する事項 |
| (7) | 副学長および学部長等の出張(海外出張を除く。)に関する事項 |
| (8) | 副学長および学部長等の休暇に関する事項 |
| (9) | 副学長および学部長等の欠勤に関する事項 |